

記 録

令 和 4 年 5 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和4年5月30日 (月)

令和4年5月農業委員会定例総会議事録

令和4年4月農業委員会定例総会を令和4年5月30日（月）午後3時から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（12名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

欠席委員

6番	鈴野浅夫	7番	松木親則
----	------	----	------

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
21番	菊田泰徳	22番	山口佐知男
23番	安藤政廣	24番	児玉恭司
25番	直野廣義	26番	黒木和男
27番	黒木義行	28番	赤木康
29番	矢野陸男	30番	橋口泉

事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	農地係長	柏田高宏
主任主事	黒木信介	主任主事	井本彩

市長部局出席者

農業畜産課主事 寺尾元亨

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

3番 10番

日程第2 議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について

議案第43号 非農地証明願いについて

議案第44号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について

報告第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第23号 取下書について

報告第24号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

報告第25号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

3 番 印

1 0 番 印

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 それでは、ただいまから令和 4 年日向市農業委員会 5 月定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話のマナーモードに設定してください。また、発言される際は議席番号言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますのでよろしく申し上げます。

それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名に 3 番黒木耕作委員、10 番溝口秀樹委員を指名します。

よろしく申し上げます。

次に議案審議に入ります。

まず議案第 39 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。それでは事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号 6 番、土地の所在地塩見、地目が田、登記面積は 530㎡、他 1 筆で田の合計が 1,220㎡です。

転用目的に盛土とありますように、隣接する申請人所有の農地と高さを均一にするため 1m ほどの造成を行い、一時転用後は畑として有効活用する計画をされております。

申請地は、農業振興地域の農用地区域に該当しますが、日向市農業振興地域整備計画上の支障がない旨、日向市長より回答を得ており、不許可の例外規定に該当しております。農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。

以上 1 件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは番号 6 担当の 15 番委員から補足があれば説明をお願いします。

15 番委員 はい 15 番委員です。

特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。

無いようですのでお諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので原案の通りとします。

次に議案第 40 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定についてであります。

それでは事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号 6、利用権設定をする土地、財光寺、地目が田、地積が 495㎡他 1 筆で合計が 990㎡となっております。

利用権の種類は、賃貸借権の設定で期間は令和 4 年 6 月 1 日から 5 年間とな

記 録

事務局	<p>っております。主に水稲作付されるということで、賃金は1反あたり30kgの物納となっております。</p> <p>利用権の設定を受ける者は、現在11,856㎡を経営されておまして、主に施設野菜および水稲を経営されている認定農業者です。家族数は3名、稼働力は2名とこちら新規での案件となっております。</p> <p>続きまして7番と8番は利用権の設定を受ける者が同じ方なので一括してご説明します。まず7番、土地の所在地は平岩、地目は田、地積は3,046㎡です。利用権の設定は、賃貸借権、設定期間が令和4年6月1日から10年間で賃金が40,000円となっております。</p> <p>受付番号8番、土地の所在地が平岩、地目が田、地積が2,547㎡、利用権の種類は、賃貸借権の設定で、期間が令和4年6月1日から10年間となっております。こちら賃金が50,000円となっております。利用権の設定を受ける者は、現在9,925㎡を經常されておまして、畜産及び施設園芸を営む認定農業者となっております。家族数と稼働力は4名となっております、こちらは以前も契約をされておまして、その更新となっております。</p> <p>続きまして、受付番号9利用権の設定をする土地が財光寺、地目が畑、地積は1,038㎡、他3筆で畑の合計が3,721㎡となっております。利用権の種類は使用貸借権の設定で、期間は令和4年6月1日から6年間となっております。主に飼料作を作付されると伺っております。利用権の設定を受ける者は現在7,687㎡を經常されておまして、畜産業を営む専業農家です。家族数は1名、稼働力1名となっております、こちらは新規での契約となっております。</p> <p>続きまして受付番号10番、利用権を設定する土地が、東郷町坪谷、地目が田、地積が2,288㎡、他田が1筆で計4,355㎡、畑が1筆で692㎡となっております。利用権設定で、期間は令和4年6月1日から5年間となっております。WCSを作付されるということで、賃金が1反あたり5,000円となっております。利用権の設定を受ける者は専業農家ですが、市外の方で、この方の自宅から農地まで、車で1時間を少し超えています。しかし、これまでも東郷町に農地を借り受けてまして、こちらの農地につきましても、十分通って耕作できるということで、今回の申請につきましても作付できると申請を受理させていただきました。経営面積は現在11,000㎡経営で、家族数は1名、稼働力は1名で新規での設定となっております。</p> <p>以上5件、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは番号6から番号9担当の8番委員および24番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>8番委員です。</p> <p>問題ありません。</p>
24番委員	<p>24番委員です。</p> <p>問題ありません。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではただいま説明のありました案件につきまして、他に質疑等はございませんでしょうか。</p> <p>はいどうぞ。</p>
28番委員	<p>28番委員です。この9番の案件ですが、2月の総会であっせん委員は、2</p>

記 録

- 28番委員 8番員と4番員が担当となったのですが、利用権を受ける者から事務局へ相談があり、このようになったということです。
この土地は、10年間ぐらい休耕しており荒れてますので、現場としては作ってもらって助かっております。以上です。
- 議長 ありがとうございます。
他にございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
次に議案第41号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定についてであります。
それでは事務局に説明をお願いします。
- 事務局 番号14番、所有権を移転する土地、美々津町、地目は畑、地積は17㎡他1筆で畑の合計が664㎡です。移転時期は、令和4年6月1日となっております。
こちらは親族間の贈与による所有権移転でして、所有権の移転を受ける者は、主に畜産業を営む認定農業者です。家族数は3名、稼働力は3名となっております。
以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは番号14番担当の17番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 17番員 はい、17番委員です。
特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等ございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
次に議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定についてであります。それでは、番号31番を除いて、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 番号29番の利用権を設定する土地、塩見、地目が田、地積は1,185㎡です。
要件の種類は賃貸借権設定期間が令和4年7月1日から20年間となっております。

記 録

事務局	<p>ます。</p> <p>続きまして、受付番号30番、利用権を設定する土地、塩見、地目は畑、地積は992㎡です。利用権の種類は賃貸借権設定となっております、同じく同年7月1日から20年間貸し付けをする予定です。こちら、この後にまた別の方に同じ条件で配分をされる予定ですので、そちらにつきましては報告第24号別紙をご覧ください。</p> <p>以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました案件につきまして、質問等ございませんでしょうか。他にないようすでお諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案の通りとします。</p> <p>それではここで一旦休憩をいたします。</p> <p>(休憩)</p>
事務局	<p>再開します。</p> <p>それでは受付番号31号について事務局より説明をお願いします。</p> <p>番号31、利用権設定をする土地美々津町、地目が畑、地積は4,000㎡となっております。利用権の種類は、賃貸借権設定で期間が令和4年7月1日から15年間となっております。賃金は68,000円となっております、こちら新規での設定です。こちらこの後、同じ条件で別の方に配分をされる予定です。そちらにつきましては、同じく報告第24号の別紙をご覧ください。</p> <p>以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは説明のありました案件につきまして、質問等ございませんでしょうか。</p> <p>ないようすで、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので原案の通りとします。</p> <p>ここで一旦休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>それでは再開します。</p> <p>次に議案第43号、非農地証明願いについてであります。</p> <p>それでは事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号12番、土地の所在地東郷町下三ヶ、登記地目が田他10筆で田の合計が2,341㎡、畑が4筆で3,036㎡となっております。現況地目は全</p>

記 録

- 事務局 | て山林とありますように、担当委員さんと事務局で現地調査に行ってみりましたが、確かに10年以上耕作放棄地であり、農地として使用することが困難な土地であるということを確認してまいりました。
以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 | ありがとうございます。
それでは番号12担当の5番および22番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 5番委員 | はい、5番委員です。
特に問題はないと思います。
- 22番委員 | 22番委員です。
特に問題ないと思います。
- 議長 | ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案の通りとします。
次に議案第44号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書についてであります。それでは事務局に説明をお願いします。
- 農業畜産課 | こんにちは。今年度より農振地域の担当になりました農業畜産課の寺尾と申します。よろしく申し上げます。
3件案件がございます。
いずれの案件につきましても、先月皆様にご審議いただいた非農地証明を受けての除外となっております。
案件番号1につきましては、平岩鹿場です。
案件番号2、3については富高となっております。当計画の変更については資料につけている計画図の変更前と変更後をご覧いただければ分かる形となっておりますのでご覧ください。簡単ではありますが、皆様にご審議いただければと思いますよろしく申し上げます。
- 議長 | はい、ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、質問等ございませんでしょうか。
一旦休憩します。
- (休憩)
- 議長 | それでは、再開します。
ただいまの説明で、皆さん何か質問がございましたら、それではないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。はいありがとうございます。

記 録

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので原案の通りとします。以上をもちまして議案の審議を終了いたします。

議長 続きまして報告第22号から報告第25号について、事務局長から報告をお願いします。

事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付について、ご報告申し上げます。

まず、報告第22号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。議案書では24ページです。

届出の件数は9件、土地は田2筆、畑8筆で面積は、4,146㎡であります。転用目的につきましては、住宅、店舗、資材置き場であります。

次に、報告第23号、取下書についてであります。議案書では29ページです。届出の件数は5件であります。

次に、報告第24号、農地中間管理事業に伴う農地配分計画についてであります。議案書では35ページです。市農業畜産課から提供された情報であります。2件、田2筆で2,392㎡、畑2筆で4,992㎡の農地配分が行われております。詳細につきましては、報告第24号別紙をご覧ください。

最後に、報告第25号、農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書では51ページです。

3月の定例総会にて可決した4条申請2件と5条申請2件が県知事許可されています。

以上ご報告申し上げます。

議長 ありがとうございました。

それではただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

質問等もないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。